

社会福祉法人丸森町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第10条及び第25条の規定に基づき、社会福祉法人丸森町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員及び会長が委嘱した委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法（以下「法」という。）第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員のうち会長に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。

- 2 会長を除く役員等に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 会長の報酬は、月額8万円とする。

(費用弁償)

第5条 役員等が町内の会議に出席したときは、費用弁償として日当及び在勤地内の旅費を支給するものとする。ただし、会長については、本会の会議の場合には日当及び在勤地内の旅費は支給せず、町内の他の会議に出席した場合には在勤地内の旅費のみ支給する。

- 2 役員等が町外に旅行したときは、費用弁償として日当及び旅費を支給するものとする。
- 3 第1項の在勤地内の旅費並びに前項の費用弁償の種類及び額は、社会福祉法人丸森町社会福祉協議会職員旅費規程（以下「旅費規程」という。）に準じるものとする。ただし、前2項において支給する日当の額は、旅費規程第15条第1項の規定にかかわらず、1日につき2千円とする。
- 4 本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、費用弁償は支給しない。

(支給の方法)

第6条 会長の報酬は、毎月21日に支給するものとする。なお、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日に支払うものとする。

2 役員等の費用弁償は、会議開催及び旅行の都度、翌月までに支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用弁償は、現金をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人の申出に基づく金額等を控除して支給するものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。